

市会議第2号

京都市会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

京都市会委員会条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成24年3月27日提出

提出者 市会運営委員会委員長 加藤 盛司

京都市会委員会条例の一部を改正する条例

京都市会委員会条例の一部を次のように改正する。

第19条第2項中「議決については」を「規定により公聴会を開く議決をするときは」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

委員会が参考人の出席を求める場合に議長への事前通告を要しないこととする必要があるので提案する。